

第38回（平成28年度第1回）松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 平成28年5月30日（月）

9：00～

場 所 松江市役所本館西棟5F 防災センター

○成瀬係長 そういたしますと、ただいまより平成28年度第1回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。

私、本日進行をさせていただきます原子力安全対策課の成瀬と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議時間につきましては、10時半には終了させていただきますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、本日の会議は、公開により行います。また、本日の議事録につきましては、後日ホームページ等で公開させていただきますので、御承知をお願いいたします。

なお、傍聴の皆様には、あらかじめ配付しております留意事項について、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

初めに、委員の交代の報告をさせていただきます。役員の交代等に伴いまして、お手元の委員名簿の植尾委員、近藤委員、木下委員を新たに委嘱させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本協議会会長であります松浦市長が御挨拶申し上げます。

○松浦市長 皆さん、おはようございます。本日は大変御多用のところ、この協議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

さて、先月でございますが、28日に中国電力のほうからこの松江市に対しまして安全協定に基づき1号機の廃止措置計画、それから2号機の特定重大事故等対処施設等につきまして、事前了解願というものが提出されたところであります。市といたしまして、事前了解の方法として、新規制基準適合性確認申請と同様に、国へ申請を行います前に市議会、それから安対協の皆様のお意見を聞きまして、まずは申請を行うことへの了承の判断をし、次に国の審査が終了した段階で国や中国電力から説明を受けて、改めて皆様の御意見を踏まえ、最終的に事前了解の判断をしたいというふうに考えております。

本日は島根1号機の廃止措置計画ほか、今回の申請につきまして、中国電力のほうから

御説明をいただきますので、皆様方には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○成瀬係長 ありがとうございます。

本日の議事は、会議次第にございますように、島根原発1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設等について、中国電力から御説明をいただき、その後に質疑の時間を設けたいと考えております。

なお、質問時間につきましては、進行状況に応じて事務局にお任せいただくことを御了承いただきたいと思います。まことに恐れ入りますが、円滑な議事進行のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ここで本日説明にお越しいただいた方を御紹介いたします。中国電力株式会社島根原子力本部の古林本部長でございます。

○中国電力 古林でございます。よろしくお願いいたします。

○成瀬係長 北野原子力発電所長でございます。

○中国電力 北野でございます。よろしくお願いします。

○成瀬係長 長谷川副本部長でございます。

○中国電力 長谷川でございます。よろしくお願いします。

○成瀬係長 広報部の栗谷部長でございます。

○中国電力 栗谷でございます。よろしくお願いいたします。

○成瀬係長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

協議会要綱の規定に基づき、議長は会長である市長をお願いいたします。

○松浦会長 それでは、お手元の議事次第、議題（1）島根原発1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設等について、中国電力のほうから説明をいただきたいと思っております。

○中国電力 皆さん、おはようございます。中国電力の古林でございます。

松江市原子力発電所環境安全対策協議会の皆様方には、平素から当社事業に対しまして御理解、御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

地域の皆様には大変な御心配をおかけしております低レベル放射性廃棄物流量計問題につきまして、これまで再発防止対策に鋭意取り組んでまいりまして、引き続き再発防止対策を確実に実施するとともに、定着を図りまして地域の皆様の信頼回復に努めてまいります。

さて、1号機につきましては、既に御案内のとおり、昨年4月をもちまして営業運転を終了いたしました。1号機は国産の第1号機、当社初の原子力発電所といたしまして、昭和49年の3月に営業運転を開始させていただき、長きにわたり地域の電力の安定供給の一翼を担うことができました。松江市を初め地域の皆様には昭和41年の11月に建設計画を公表いたしまして、発電所の立地をお願いいたしまして以降、半世紀にわたりまして御理解、御協力を賜りまして改めて厚くお礼を申し上げます。今後廃止措置を進めていくわけですが、この廃止措置を安全かつ確実に進めるために、法律に基づきまして今回廃止措置計画を策定いたしました。

また、2号機でございますけれども、御案内のとおり、現在新しい規制基準に基づきます審査を継続して実施をしていただいております。この新しい規制基準に基づきまして求められております特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備、これらの設置の計画をいたしたところでございます。これらの計画につきまして、先月28日に松江市殿に安全協定に基づく事前了解のお願いをさせていただきまして、本日はこの1号機の廃止措置計画と2号機の特定重大事故等対処施設等の概要につきまして、御説明を申し上げます。これらの計画につきましては、国に申請を行いまして許認可を受ける必要がございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

いずれにしましても、当社といたしましては、原子力発電所の安全性を不断に追求するとともに、廃止措置につきましても、安全確保を最優先に計画を進めてまいります。

それでは、ただいまから説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○中国電力 改めまして長谷川でございます。

私のほうからお手元の資料1、資料2、続けて御説明をしたいと思ひます。資料1がきょうの1号機の廃止措置計画の概要でございます。また、資料2は2号機の、現在審査進んでおりますが、その附帯設備として特定重大事故等対処施設、さらには第3系統目の直流電源の御説明を行います。

それでは、まず資料1の3ページ目をごらんください。こちらに大まかなこの廃止措置、いわゆる廃炉作業についての流れを記載してございます。左の上にちょうどプラントの絵がござひます。運転終了いたしましたまさしく当社の1号機、これで手続が進みまして着工ということになりますと、まずは原子炉から使用済燃料を全て取り出してまいります。こういったことを譲渡しというふうには私ども呼んでおります。

それと並行いたしまして、洗う、待つという記載がござひます。洗うと申しますのは、

配管あるいは容器、そういったものの内側に放射性物質が運転中付着してございます、そういったものを除去する方法としては、化学的なもの、あるいは機械的な方法がございすけれども、それを除去することを除染というふうに申しております。これが下がることによって作業者の被ばくが低減される、あるいは最終的な放射性廃棄物のレベルが異なってくる、そういった利点がございす。一方、待つということでもございすけれども、御承知のように、放射性物質というのは自然にその強さが減ってまいります。特にその強さが半分になる期間、これを半減期というふうに申しておりますけれども、おおむね今、この島根1号機の配管等に付着してあります放射性物質はコバルト60という物質でございす。この半減期は5.3年程度でございすんで、5.3年たちますと、そのまま自然に強さが半分になると、こういうことでもございす。島根1号機停止後、既に6年が経過してありますので、それだけでも相当のレベル低下になってありますけれども、一定期間放置をするということも非常に作業上は有意義なことでもございす。

それが終わりますと、内部機器の解体撤去、いわゆる原子炉周りを含めた機器の撤去を始めてまいります。最終的には原子炉建物、タービン建物といったコンクリートの大型建物、こちらも解体いたしまして更地まで持っていくと、おおむね30年程度の長いレンジの工事を計画してございす。

4ページ目に廃止措置計画認可申請とはというふうに書いてございす。松江市様の御了解をいただければ、規制委員会のほうへ、この廃止措置計画を申請いたします。そして審査、認可ということになりますと、再度2段階目の安全協定の了解手続をいただき、廃止措置の着手ということになります。

廃止措置計画への記載事項、このようなものもございすけれども、やはり皆さんの御心配の向きは核燃料物質の管理であったり譲渡し、さらには作業で発生いたします低レベル放射性廃棄物の廃棄に関する事項、こういったものも今後詳細なものを取りまとめていく予定でございす。

それでは、6ページ目をごらんください。廃止措置工事の計画はおおむね4段階に分かれてあります。第1段階が6年、そしてその後の3期が8年ずつの計30年を予定してございす。今回の申請でございすけれども、全体の概要、さらには1機分の詳細計画を申請する予定でございす。

具体的に7ページ目に図に展開してございすんで、こちらで御説明したいと思ひます。30年のレンジで展開してございすけれども、まず第1期工事、解体工事準備期間とい

うふうに申しております。先ほど申しました準備が整えば燃料搬出、譲渡しを行います。準備が整えばというのは、ひとえに青森県六ヶ所村の再処理工場の運開を待つという形になります。これについては、後ほど御説明をいたします。その間、まずは詳細なプラント全体の汚染状況を調査しまして、その後の工事の具体的な計画への反映データを採集してまいります。一方、先ほど申しました除染でございますけれども、工期全体にわたってその時々設備を除染していくと、こういう計画でございます。

第2期の原子炉本体周辺設備解体撤去期間ということになりますけれども、ここではまだ大きな解体工事はございません。むしろ第3期の原子炉本体の解体撤去、このあたりから本格的な解体作業が始まってまいります。そして最終的には建物の解体で全ての工事を終えていくという形で計画をしております。

8ページ目、廃止措置の基本方針についてでございます。何より安全が最優先でございます。安全といっても周辺の環境、さらにはお住まいの市民の皆様へ影響があってはいけないということで、徹底した安全管理を進めてまいります。もちろん先ほど来申しておりますけれども、使用済燃料、そういったものの取り扱い、低レベル放射性廃棄物の適切な処理、こういったものが基本方針となります。

9ページ目、そういった作業を進めてまいります管理体制でございます。実施体制、品質保証計画、こういったものも万全の計画を立てていく予定でございますけれども、通常の運転中以上の、いわゆる廃炉の作業の特殊性を踏まえて、しっかりした組織体制、計画を構築していくことにしております。

10ページ目は実際の作業上の安全対策の一例を記載したものでございます。この図の真ん中下のほうに黄色い解体対象機器という記載がございます。例えばこういった機器を解体いたしますと、放射性物質がほこりと一緒になりまして、気中に舞う可能性がございます。そうしますと、作業員への被ばくの懸念もございまして、まず私どもはしっかりと局所的な囲いを設置いたしまして、そしてそこには専用のフィルターをつけて汚染が広がらないような対応をしております。また、上のほうには遮蔽マット等ございますけれども、作業員が近づきますと、例えば高い放射線を出す配管などもございまして、そういったところには鉛等の遮蔽物を設置いたしまして作業環境の改善を図ります。もちろん左の上のほうにございますけれども、建屋全体は運転中と同じように専用のフィルターで空気を浄化して外のほうへ放出してまいりますから、環境のほうへ放射性物質が出ていくというようなことはなかろうかと考えてございます。

1 1 ページ目が事故防止対策でございます。種々御説明をいたしますと、やはり非常に御心配の向きが高いのは、この廃止措置期間中にでも大きな地震、あるいは津波、台風、そういったものが来た場合はどうなのかということ。あるいは火災、爆発、そういったものの懸念もあろうかと思えます。そもそも福島事故を受けまして、この1号機も地震、津波、そういったものへの対応を緊急安全対策として既に実施してございます。そういう意味で、こういった自然災害に対するリスクの低減、かなり進んでございますけれども、廃炉という作業の特殊性も勘案しながら、一層の事故防止対策に努めてまいり所存でございます。

1 2 ページ目は一つの端的なケースを試算したものでございます。現在使用済燃料722体は全てが1号機の使用済燃料プールで安全に冷却保管がなされております。その状況を左の漫画に記載してございます。御承知のように、水深12メートルのプール、こちらは常時循環冷却をしてございますけれども、こういった形で安全に保管がなされております。しかしながら、仮に何かの不測の事態が生じまして冷却水が全て抜けてしまったケース、こういったところのリスクを評価したものがこの試算結果でございます。冷却が全くない状態でもその燃料被覆管の温度は260度程度と予想しております。この温度でございますけれども、運転中原子炉内でも表面温度が300度程度でございますから、6年が経過しておりまして、現状かなり冷却が進んでいることの左証かと思っております。いずれにしても、このような苛酷な状況を加味しても、燃料はほぼ安全に管理ができるのではないかと思っております。

1 3 ページ目をごらんください。そうはいいまして冷却水が抜けるようなことがあってはならないわけですから、先ほども申しました福島事故以降、種々のバックアップ、安全対策を施してございます。燃料プールに対して本来の給水、冷却系統に加えまして、右上の送水車、外の水源から給水車で追加の冷却が可能となっております。また、もともと福島は津波で電源を喪失したことが大きな原因でございます。電源系をしっかり確保すれば冷却手段も効力を発揮いたします。高圧発電機車なども種々配備がなされてございます。

1 4 ページ目は解体の対象となる施設でございます。基本的には1号機全ての施設を解体いたしますけれども、例えば中央制御室は1号機、2号共用の設備でございます。もちろん制御盤は1号、2号分かれておりますけれども、そういった2号機、さらには3号機と共用してるような施設も、ごく一部ではございますが、ございますので、そういったも

のは2号、3号から適切に切り離して解体作業を進めてまいります。

続いて、15ページ目は低レベル放射性廃棄物の管理でございます。この表は大きく分けますと、左、第1期工事期間、そしていよいよ2期工事目以降というふうに分かれてございます。特にこの左の第1期工事期間中は、実態としては現在の運転中と全く変わらない管理が適用されます。

大きな解体作業がないわけでございますから、16ページ目でございます現状の設備、気体、液体、個体、廃棄物処理設備をしっかりと使いまして、環境中への放射性廃棄物の放出などないように徹底した管理を行ってまいります。

17ページ目からが非常に御心配の高い放射性廃棄物の御説明になります。原子力発電所から発生いたします放射性廃棄物には高レベルの放射性廃棄物と低レベルの放射性廃棄物、この2つの区分がございます。前段の高レベルの放射性廃棄物といいますのは、六ヶ所村の再処理工場で使用済燃料を再処理いたしまして、そこから最終の廃棄物として発生します、私ども核分裂生成廃棄物と申しておりますけれども、そちらのみを指します。したがって、今回の廃炉作業でこの島根原子力発電所の敷地から高レベル放射性廃棄物が発生することはありません。実際には低レベル放射性廃棄物もそのレベルによってL1からL3がございます。右の上の赤い枠の中ということになりますけれども、その発生場所でございますが、赤いL1は、まさしく原子炉の周りから発生するものでございます。そして少し周辺に及びますのがL2。そしてほとんどは緑のL3廃棄物になります。右のほうのタービン建物、復水器などもその対象となってまいります。

その物量をこの三角形で少しイメージをしていただきたいと思いますので示してございますが、ごらんのように、ほとんどが非放射性廃棄物ということになるかと思えます。また、レベル感でございますけれども、L1につきましては、やはり人が近づくと、これは身体影響があるというレベルでございますので、かなりの高いレベルと。L2の具体的なものは、先ほど本部長がおわびをいたしました、昨年発生しました低レベル放射性廃棄物、六ヶ所のほうで処分をしております黄色いドラム缶、あれは運転中の発生する運転中廃棄物でございますが、あれがまさしくレベル的にはL2に相当します。実態としては非常に浅いところにおきまして、土をかける程度の処分方法が適用されるレベルでございます。

18ページ目は具体的な低レベル放射性廃棄物、さらにはそうでないものの物量をお示ししてございます。低レベル放射性廃棄物は全体の3.5%程度、それ以外が放射性廃棄物以外として取り扱うものでございます。その中でも2つのランクがございます、特に

クリアランス制度対象物、これはわずかな放射性廃棄物を含んでおりますけれども、健康影響など配慮して、実際には非放射性廃棄物として扱いが可能と言われております。後ほど御説明をしたいと思います。また明らかにその発生経緯からして放射性廃棄物に含まないもの、こちらが全体の85%というふうに推定しております。この数字につきましては、あくまでも現状の試算値でございまして、第1期の調査期間でより詳細な物量を算出していくということを考えております。

19ページ目が今、御説明いたしましたクリアランス制度でございまして。御存じのように、皆さん普通に生活をしていらっしゃるにしても年間2.4ミリシーベルトという程度の、これは平均の値でございましてけれども、被ばくをしていらっしゃいます。食物中、あるいはこの部屋のコンクリートなどからも天然の放射性物質が、放射線が飛んでいるわけでございます。その100分の1の0.01ミリシーベルト、これぐらいのレベルであれば皆様の健康への影響はないだろうと、そういった観点からクリアランスレベルは設定されております。今後この制度を具体的に使うに当たりましては、その対象物の実際の放射性物質の濃度をしっかりはかりまして、国の検認を受けた上で適用していくということになります。こういった非放射性廃棄物でございましてけれども、極力再生に努めていくという必要があるかと思っております。

20ページ目が低レベルの放射性廃棄物の処分方法の方針でございまして。L1、L2、L3、特にこのL1については、まだ法制度がしっかり固まってございませぬ。先々週になろうかと思っておりますけれども、先週でしょうか、国の、それこそ原子力規制委員会のほうで今、その具体的な制度設計がなされてございまして、70メートル程度の比較的深いところに処分をすべきというような答申も示されてございまして。L2、L3につきましては、先ほど御説明したとおり、既に運転中の廃棄物で処分の実績がございますけれども、この廃炉の廃棄物の処分地については、今後私ども業界、さらには国、関係先との調整が必要な状況かと考えてございまして。

21ページ目が費用でございまして。もともと、いずれのときかには運転を停止して廃炉になるという、こちらについては、想定されていたわけございまして、その費用については、国のほうで積み立て制度がございまして。皆様の電気料金で一定額を徴収させていただいてございまして、現状総費用見積もり382億に対して、1号の場合はほぼ347億円程度までの積み立てが完了してございまして。

それでは、23ページ目以降からが第1期の解体工事準備期間中に行う具体的な作業に



ついて、御説明をいたします。

まず23ページ目、使用済燃料の搬出・譲渡してございます。我が国のこの原子力政策におきましては、使用済燃料は再処理をしまして、まだ使用できますウランですとか、プルトニウムを取り出して再利用いたします。そこで発生する高レベル放射性廃棄物、こちらについても、当座はこの六ヶ所村の工場のほうへ保管するという方針になってございます。平成30年上期の竣工予定を今、表明してございます。この竣工の確かさについて、非常に御心配の向きが高いと思っておりますけれども、最大の技術的懸案でございましたガラス固化設備、こういったものも既に、アクティブ試験といたしまして、実際の使用済燃料を使った試験、平成25年には成功裏に完了してございます。現在この施設は当社2号機と同じように、新規制基準の適用審査を受けておりますが、とりわけ審査の大きな山でございます基準地震動なども既に決まっております。今後順調に審査が進めば平成30年度上期の運開というのはかなりの確度で達成し得るのではないかというふうに考えてございます。

さて、実際には722本の1号機の使用済燃料、この写真、4枚ございます、左の1号機の燃料プールで今、保管をしてございます。基本的には原燃のこの再処理工場施設が運開し、私どもの受け入れの順番が来るまではこの1号の燃料プールで保管を続けてまいります。

いよいよ搬出ということになりますと、左から2番目の、これは専用のトラックに専用の容器で詰めて構内を輸送する写真でございます。そして専用の輸送船で六ヶ所村のほうへ運んでいくということになります。この輸送でございますけれども、実は1号機の使用済燃料、既に5回ほど青森県六ヶ所村のほうへ搬出した実績がございますので、特段目新しい作業ではございません。ただ、この輸送容器でございますが、大きさがいろいろございます。今、1号機で使える最大の充填容量は、1つの輸送容器当たり22本の燃料が入ります。これに対して2号機の燃料プールに一度移管しますと、2号機の天井クレーンといたしまして、この輸送容器をつるすクレーンが大型になりますので、容器1体当たり32本の燃料が充填可能になります。したがって、より効率的に青森県のほうへ燃料を搬出するという観点から、場合によっては一時的に2号機の燃料プールへ移管をすることもあろうかと思っております。また、92体の全く使用していない燃料もまだ発電所の中にございますが、こちらにつきましては、メーカーのほうへ送り返して、適切に処分をしていただく予定でございます。

24 ページ目は汚染状況の調査でございます。冒頭コバルト60という放射性物質の御説明をしました。ここに記載のとおり、半減期は5.3年でございます。それ以外にコバルト58、マンガン54などもございますけれども、ほとんどはコバルト60ということになります。このコバルト60の発生経緯でございますけれども、冷却水中にわずかに含まれております鉄の不純物中にコバルトが含まれております。これが原子炉の中性子を受けますと、放射化といいまして、放射性物質のコバルト60に変わります。したがって、左下の絵を見ていただきますと、原子炉から中性子が出ますので、その多寡によりまして、このコバルト60の発生割合、あるいは容器や配管の汚染状況にも違いが出てまいります。こういったものを第1期の調査期間中でしっかり調べて、その以降の解体作業へ反映をさせてまいります。

25 ページ目が除染でございます。左の下、よく御存じの原子炉、あるいは原子炉再循環系配管、こういったところにこのコバルト60は多く付着してございますけれども、こういったものを化学的、あるいは機械的に除染をします。もちろん全て配管容器の内側についておりますので、環境中汚染することはございませんけれども、化学薬品を配管容器に入れますと、大部分の放射性物質が化学薬品に移行してまいります。そして右のほう、その化学薬品の処理、最終的にはイオン交換樹脂というところへ全て集めまして処分をしていくということになります。したがって、この化学除染のために、プラントの外へ放射性物質が出たりすることはございません。また、これまでの運転中にも配管の交換などのために、この化学除染は幾度も実施した実績がございます。

26 ページ目は管理区域外の汚染のない設備の解体撤去でございます。左のほうにございます主変圧器、こういった電気設備については、明らかに放射性物質が内包されておられませんので、期間全域を通じまして準備ができたものから解体をする予定でございます。

27 ページ目がこういった第1期工事中の環境への放射線の影響を評価したものでございます。年間約18マイクロシーベルト、これが解体工事準備期間中の最大の被ばく線量、これは周辺、最も発電所に近いところにお住まいの方の被ばく評価とお考えください。目標値が年間約1ミリシーベルト、桁が1,000倍異なるのをおわかりいただけると思います。18マイクロシーベルトは運転中の23マイクロシーベルトよりも低い数字を試算してございます。

また、28 ページ目、参考ではございますけれども、先ほど申しました燃料の搬出の際、仮にこの燃料移送中、専用のクレーンから燃料が落下して、下のほうへ落ちまして、燃料

が破損してしまった場合、環境への影響はどの程度かというのを試算したデータでございます。既に長期間停止しておりますけれども、まだ長半減期のヨウ素などがこの燃料集合体の中には、燃料棒の中にはございます。燃料が壊れてしまいますと、そういうものが出てまいりますけれども、その被ばく影響でございますが、3段目にございます、0.00049ミリシーベルトということで、基準値の5ミリシーベルトに比べるとはるかに低い数値でございます。

以下、添付資料ということで、まずは30ページ目でございます。六ヶ所村で再処理を行いまして、いよいよ高レベルの放射性廃棄物も発生してまいります。我が国はこれをガラスに詰めまして、地下300メートル以上の地層で処分をすると、これが方針でございます。300メートル程度ございましたら生活圏から隔絶、隔離ができて、いわゆる天然のバリアを使って安全に処分をすると、こういった技術でございます。私どもは技術的には十分立証ができていると思っておりますが、やはり問題は、この処分場の受け入れ先でございます。今般国のほうもことしじゅうには科学的有望地を提示して、その有望地の立地地点については、調査の検討を依頼するというような従来の方針からの転換を進めてございます。発生事業者として、この高レベル放射性廃棄物の処分についても適切に対応してまいる所存でございます。

31ページ目が我が国の廃止措置状況ということでございます。くしくも日本海側にございますプラント、4発電所、5基が同じころに廃炉を決定いたしまして、その中の1基が私どもの1号機でございます。また最近5月になりまして、四国電力伊方の1号機も廃止を決定してございます。太平洋側のプラントについては、御承知の福島第一原子力発電所、こちらはきのうもテレビ放映などがなされておりましたけれども、燃料が溶けているという、全くうちの1号機とは異なる状況でございます。したがいまして、作業についても、その苛酷さについては全く異なるものというふうに御認識ください。特に廃止措置でございますけれども、順調に運転を終えましたプラントの廃止措置の実績は、国内もこのJPDRなどは既に更地まで終わっておりますけれども、海外でも10数基、また準備中のプラントが百数十基もございますので、技術的にはかなりの蓄積がなされているかと思っております。また、先行の日本原子力発電の東海発電所、中部電力の浜岡の2基、こちらについては、現在2段階目の工程まで作業が進んでございます。

最後に、32ページ目、1号機の歩みでございます。おかげさまで1号機は、技術的には非常に良好に運転ができてまして、燃料も1本も小さな穴もあいてないという状況でござ

いますから、中に内在いたします核分裂生成物がプラントの中に一切ないというようなことになってございます。今後の廃止措置についてもそういった利点が生かせるのではないかと思います。

いずれにしても、合併前の鹿島町に建設いたしまして、半世紀以上この松江市の皆様方には多大な御理解と御協力をいただいたこと、改めて御礼を申し上げます。

続いて、資料2の説明に移ります。こちらは2号機の設備でございまして、まず2ページ目をごらんください。特定重大事故等対処施設、以下、特重というふうに呼ばせていただきます。この赤い四角が3つございます、その最初をごらんいただけますでしょうか。故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに対し、放射性廃棄物の放出を抑制するための施設、この特重施設の特異性がここに記載されてございます。まさしく念のためのテロ対策設備ということが言えるかと思います。

3ページ目をごらんください。かなり大規模な施設になろうかと思っておりますので、工期的にはごらんのような展開を考えてございます。この特重施設、さらには次に御説明します第3電源、いずれも現在2号機の審査が進んでおりますけれども、本審査、設置変更許可審査が終わりますと、次に工事計画認可の審査に移ってまいります。工事計画が認可されてから5年以内にこの特重、さらには第3電源を設置するように法的な要求がございします。

3ページ目、戻りますけれども、設置場所としては、津波にも強い高台、そして原子炉との同時被災を防ぐために100メートル程度原子炉から離すことを考えてございます。

4ページ目、そのイメージを御説明したものでございます。大型航空機が原子炉目がけて仮に衝突した場合、この特重施設からの遠隔の手段によって安全に原子炉格納容器、そういうものの冷却を進めてまいります。

その絵が5ページ目に記載してございます。特重施設には緊急時の制御室がございまして、まずは電源設備を備えます。そして減圧操作設備、こういったものでテロ行為等がありました原子炉、さらには原子炉格納容器を減圧しまして、放射性廃棄物が環境中へ出ていくのを防ぎます。また、冷却手段として、水源も含めた注水設備をこの特重設備には設置する予定でございします。今、2号機で第1フィルタベントというものの設備工事を進めてございしますが、ほぼそれと同じスケールのを第2フィルタベントということで、この特重用として設置することも計画してございします。これは格納容器の減圧、冷却に資す

る施設でございます。

それでは、続いて、8ページ目、第3系統目の電源をごらんいただきたいと思います。9ページ目にその仕様等がございますけれども、具体的には10ページで御説明をしたいと思います。電源系統の重要性については、再三福島事故、津波の影響等を踏まえて御説明してございますけれども、この10ページ目の右上、凡例が3つございます。まず緑の枠の第1系統目、こちらが福島以前から備えてる設備でございます。もちろん一つの系統ではなくて多様性がございます。具体的に言いますと外部電源、高台の鉄塔がございますけれども、まずはとまれば、外からしっかり電気を受ける。また、プラントの中をごらんいただきますと、非常用発電機、当社では大型のディーゼル発電機を設置しております。また、直流の蓄電池もございます。

これに対して福島事故を受けてさらに電源の強化を進めてございます。同じく高台のガスタービン発電機、さらには高圧発電機車、蓄電池も既に2系統目の完備も終わっております。これに加えて、今回は3系統目の電源系統の設置が要求されてございます。念のためということで、ほぼ同量の第3系統設置いたしますが、ごらんのように、私どもとしては、その安全性、多様性を充実させるために原子炉建屋の地下への設置を計画してるものでございます。

以上、この2件につきまして、私の御説明を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○松浦会長 それでは、中国電力からの御説明終わりましたので、ただいま説明がございました事項につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○木村委員 まず2点ほどお尋ねします。何か所かフィルタつきベントの話がありました。第1ベントと第2ベントと、それからきょう初めて見ました、何だっけ、解体工事をする際の汚染拡大防止囲いから出てきたところの局所フィルタですね、この3つのフィルタの性能についてお尋ねしたいんですが、希ガス並びにヨウ素の除去がどの程度可能なのか教えていただきたい。

それともう一つ、ちょっとあれなんですけど、費用の点についてですが、何だ、特定重大事故等の施設、大変な工事を今もしてらっしゃると思うんですけど、この工程にどのくらいの費用がかかるというふうに算定されてるのか、この2点お願いいたします。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 フィルタの性能についての御質問でございました。

まずフィルタつきベント設備のフィルタの性能でございますが、こちらは新規制基準のときに御説明しましたとおり、セシウム等の粒子状については1000分の1以上、そしてヨウ素については100分の1、そして有機ヨウ素については50分の1という性能を持っております。これは現在新規制基準で審査が継続されているところでございます。一方、10ページに書いてる局所フィルタでございますが、これは大体解体しますと粉じんが飛んでまいります。主には高性能フィルタといたしまして、メッシュの非常に細かいもので粒子状のものをキャッチするものでございます。性能はいろいろございまして、物によって違いますけども、大体100分の1程度、多分あるんじゃないかと思っております。これはそのときに採用するフィルタの状況によって変化してまいります。そしてここで仮にとり切れなくても、排気筒の手前のところに空調のフィルタありますので、こちらでも除去することが可能でございます。以上です。

○松浦会長 はい。

○中国電力 費用について御質問がございました。

まず解体費用と、それと特重の関係かと思えます。解体費用につきましては、資料でも御説明したとおりでございます。21ページ目のとおりの現状試算をしております。

また、特重の費用につきましては、現在特重も、以前の2号の新規制基準対応の新しい安全対策設備、当社は4,000億円という数字を公表しております。今後この数字にもし変動があるようであれば、また御説明の機会を設けさせていただこうと思っております。以上です。

○松浦会長 よろしゅうございますか。

それじゃあ、どなたか。

はい、どうぞ。

○阪本委員 済みません、使用済核燃料の処理に関する事で何点かちょっとお伺いしたいんですけども、中国電力の御説明聞いてますと、核燃料サイクルがうまく動くっていうことが前提でのお話だと思うんで、その辺の見通しを教えてくださいたいと思います。先ほどガラス固化のアクティブ試験がうまくいったのでということで、かなり楽観的な見通しを述べられてるんですけども、御存じのように、1997年の予定が2018年の上期ということになりますと、20年ずれてるということですね。この20年のずれた問題がそんなに簡単に解決できる問題かどうか、ちょっと疑問に思いますので、その点をち

よっとお教えいただきたいというふうに思います。

それから、この再処理に関して、中国電力としてどれぐらいの費用負担を見込まれているのかと、六ヶ所の分担金等々あると思うんで、その辺をちょっと教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 古林でございます。

再処理サイクルの見通しにつきましての御質問をいただきました。御指摘をいただきましたとおりに、六ヶ所におきましては、サイクル施設の竣工の時期、これまで23回にわたって延期を、変更をしまいいりまして、この大きなポイントといたしますのは、いわゆる再処理の工程の中での高レベルの廃棄物を作成する工程、すなわち核燃料を剪断して、溶かして、この中で生じます高レベルの廃棄物をガラス固化体にする、この工程がなかなか計画どおりにうまくいかなかったということで、これにつきまして、平成18年から平成25年にかけて、アクティブ試験といたしまして、実際の放射性の使用済みとなった核燃料を使いましてそういった試験を実施をしまいいりまして、長年非常に御苦労されて、この工事過程につきまして、大きな問題なく実施ができるという確認を平成25年までに終えておられます。そうした状況を踏まえまして、現在に至っておりますけれども、御案内のとおり、平成26年の1月に新しい規制基準に基づく再処理施設の審査が始まっております。そうした中でこの4月までには大きなポイントとなります基準地震動につきましても、おおむね国の御了解を得ておられます。基準地震動、もともと600ガルで申請をされておりましたけれども、現在700ガルで審査が進んでいるというふうに伺っております。これに基づいた耐震工事と、それから津波などのほかの審査項目の審査が現在続けておられます。そうした意味で、日本原燃におかれましては、平成27年の11月にこの竣工時期を平成30年上期までに終えたいということで発表しておられまして、そうした意味での今後の再処理工場の稼働というのの確実性は従来に増して高くなっているというふうに認識をしております。したがって、我が国はこのサイクルというものを基本に現在原子力政策が動いております。そうした意味で、今後当社からの使用済み燃料の搬出につきましては、十分期待ができるというふうに認識いたしております。以上でございます。

○松浦会長 どうぞ。

○中国電力 再処理の費用の御質問でございましたけれども、日本原燃との個別の契約で

ございますんで、現状公表はしてございません。御理解いただければと思います。

○松浦会長 よろしゅうございますか。

○阪本委員 ちょっと1点。

○松浦会長 はい。

○阪本委員 見通しができるということですがけれども、その見通しが立たない場合っていうのあると思うんですけども、その場合はもう一度きちっとこういう市の同意なんかをやり直すっていうお考えがあるんですか。

○松浦会長 どうぞ。

○中国電力 古林でございます。

先ほど来御説明の中で廃炉の工程を4つの期間に分割して御説明をさせていただきましたけれども、今後、最初の6年間と次の8年間、トータル14年間を使いまして、今後1号機の使用済み燃料722体を六ヶ所村へ搬出するという計画でございます。ただいま御質問いただきましたように、今後の再処理施設の動向をにらみながら、今後、次の新しい期間に入ります前に、工程の状況を踏まえて、さらに次の期間の検討をさせていただきたい。そのときには改めて変更申請を行いますので、今回のような事前の御了解をいただくような、そういった流れになろうかと存じております。以上でございます。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○安達委員 安達と申します。ちょっと今の質問に関係するんですけども、この第2段階の、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間、8年想定、このことでちょっとお聞きします。

ここで管理区域内の設備、原子炉本体以外の解体撤去も同時に行うということなのですが、この期間に解体撤去がされるわけで、予定として、した場合に現状の維持管理している状態に比べての安全度の低下っていうのはどの程度起きるものなのかということをやっと確認したいというふうに思います。その答えによってちょっと変わるんですけども、何がしらの低下は起こらざるを得ないんじゃないかと。もちろん運転に必要な設備から撤去していくとか、維持管理は残すとか、多分そういう方針になんだろうけども、だとしても落ちていくだろうというふうに思います。そういう落ちていくときに並行して、まだ使用済燃料がプールに存在するということは、トータルのプラントとしてはその安全度が低下した状態になるだろうというふうに推察いたします。そういうことを考えると、もう撤去というものを着手する前に少なくともその燃料についてはどっかに搬出してないと問題じゃないかと。逆に言えば、違う観点で少しいえ、その使用済燃料、新燃料も含めて、



がある間はその撤去、この第2段階の工事自体はおくらせるべきじゃないかなど。そうしないと安全度が低下したままの状態が続いてしまうという危惧をします。

もう一つさらに、その状態で、仮に第2段階のときにまたこういう審査があるとか、協定に基づいてこういう会があるとかいうふうに言われますけど、そのときはオーケーだねってような感じで工事やり出しちゃった。やり出しちゃったんだけど、持っていく先がないっていうことが、先ほどの質問なんですけど、あり得ます。となると、もうどうしようもないよねってようなことになっちゃって、敷地の中に中間の貯蔵施設をつくらせてごしないというようなことにならんかなというのが非常に危惧されます。その辺が、そういうことにはならないよということをご担保されるのかという見解をお聞きします。以上です。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 まず第2段階における安全裕度の低下についての考え方、そして使用済燃料がある場合でございますけども、これを解体したとき持っていく先がない場合等の中間貯蔵についてという御質問と認識いたしております。

まず第2段階の解体撤去期間中のものがございますが、まだこれは今回の計画に含まれておりませんので、先行の例としてありますけど、主にはタービン関係を主体として原子炉関係よりはむしろタービン関係が主体でございます。原子炉関係にもしやるとしても、恐らくは使用済燃料プール等には関係ない部分、したがって、我々としては安全性が下がらないように、いわゆる閉じ込める機能については維持しながらやっていくものと考えておりますが、これは今後の第2段階の計画を国へ申請する段階でまた御説明することになるかと考えておりますし、審査もそのような観点で行われるものと認識しております。

また、廃棄物でございますけれども、先ほどちょっと資料では、18ページに、解体に伴って発生するL1、L2、L3の放射線レベル区分というのがございます。第2段階で発生するものは当然L2、L3、あるいはクリアランスといったものがございますので、処分に、現実的にまだ解体廃棄物の処分場があるわけではございませんが、技術的には既に処分場、六ヶ所で操業しておりますし、現在日本原燃とそういった処分の仕方、処分地については、今、検討を進めてるところでございますので、それらについて、すぐに中間貯蔵になってしまうということはないと考えております。また、L1については、現在国のほうでパブコメ中でございますが、こちらにつきましても具体的な処分の仕方、あるい

は処分の考え方が、パブコメが終了して固まり次第、また日本原燃とともにそういった具体的な処分について検討してまいる予定でございます。量的には約60トンとして、L1については全体的には少ない量でございます。以上です。

○安達委員 ありがとうございます。

今のお答えを踏まえて、若干コメントだけしておきますけど、現状あるポリシーでもって維持管理、安全性確保されてるわけなんですけど、そこをいじるということなんで、一般論としては安全性が落ちると、順番的なことは考慮されるにしても。というふうに思いまして、この第2段階っていうの、非常に重要なフェーズだろうというふうに思います。そこの実効性ある計画ってやつですか、そういうものをきっちりとしてさわらないと、非常にこれ危ないというところで、ここの第2段階に始まるところでまた審査等はされるということなんですけど、非常に重要なとこだと思いますんで、そこはきっちり、先ほど答え聞いてますと、安全性は下がらないだろうみたいになんてちょっと聞こえちゃったんですけど、もう下がらないと言い切るくらいのことやっていただきたい。言い切るくらいじゃない、言い切れる内容でお願いしたいということだけコメントしときます。

○松浦会長 はい。

○中国電力 ただいま安全性が下がるというふうな御指摘がございましたけれども、本件は、この廃炉の措置期間中を通じまして、国の基準に対してこの安全性が確保されるのかどうかというのを確認をしていただく内容でございまして、そういった意味で必要な安全性はこの期間中、確保されるということが本審査の狙いでございます。御理解を賜りたいと思います。

○松浦会長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○石橋委員 最初の質問とも関係するんですが、使用済燃料の搬出・譲渡しの期間というのが、今、言われた第2段階の終了までに全て終わるという計画になっておりますが、ほかの原発の廃炉の計画ではもっと長期にわたって、いわゆる処理工場の操業状況の問題もありますので、もっと余裕を持って燃料の搬出をするという計画のところも多いと聞きますが、なぜここまでやり切れるんだという自信を持っておられるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 先ほど来使用済燃料の搬出を14年間でというふうに申し上げております。

本計画につきましては、冒頭申し上げましたとおり、六ヶ所の再処理工場が平成30年の上期中に操業開始ができるということを前提に計画いたしております。使用済燃料搬出そのものの作業につきましては、既に中部電力さんの浜岡でも実績がございまして、長期にわたって、10年も12年も、さらにそれ以上かかるとかそういったものではないというふうに考えておまして、要は六ヶ所の再処理工場の稼働が順調に進めば、我々前提としているそういったことで実施が可能であるというふうに考えてるところでございます。以上です。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○石橋委員 今もお答えありましたが、進めばという前提なんですよ。進みますと言い切れない限りは、この計画は進まないということじゃないか、そう思います。なぜ14年という区切りをされたのか、その辺を伺いたいと思います、再度。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 六ヶ所の工場の現状を踏まえて我々は計画をいたしております。平成30年の上期という、操業の開始とともに、全国の停滞しております使用済燃料の搬出が始まるわけございまして、そうした意味では、今後の燃料の搬出の作業工程というものの調整が必要になってまいりますので、六ヶ所の操業を前提に我々はこれを調整をしていきたいというふうに考えてるところでございます。そうした意味で、今後14年間のうちに搬出ができるように最大限努力をしております。よろしくお願いたします。以上でございます。

○松浦会長 ほかにございますか。

何です。はい。

○石橋委員 今も言われましたが、中国電力、幾ら努力してもできないんですよ、再処理工場の稼働は。そこをなぜ担保したように言われるのか、そこが疑問なんです。

○松浦会長 だから、廃炉は反対だということですか。

○石橋委員 いや、そうじゃないですよ。

○松浦会長 じゃないでしょう。

はい、頑張ってくれということですね。

○石橋委員 できそうもない計画、可能性のある計画をなぜつくられたのか。ほかの……。

○松浦会長 いや、ちょっとよくわかりません。

○石橋委員 ほかの電力会社では、廃炉のこの燃料排出を、もっと期間をかけて、そうい

う可能性もあるからということで、余裕を持って計画してるのに、なぜここまでやるんだと言い切られるのか、その辺が不思議なんです。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 お答えを申し上げます。先ほど来御説明しておりますように、日本原燃再処理工場、平成30年上期の稼働を目指しております。そうした状況も現在の審査の状況、あるいは技術的な状況を踏まえますと、確実性は非常に高いと考えておりまして、我々としてはそれを踏まえて今後14年間に搬出ができるというふうに考えるところでございます。以上です。

○松浦会長 今の御質問の趣旨は、当然今の技術です、ガラス固化体がずっと停滞していたわけですが、それが平成25年に技術的には確立されたと、これが前提になると、こういうことですが、これはどこがこの技術をきちっと確認してるのか、確認、今後どういう形で保証していくのか、そこらはどうなってますでしょうかね。

はい。

○中国電力 いわゆる再処理の過程の中でガラス固化体の溶かした状態の炉から廃棄物をガラス状にして、それを流下させて、いわゆるキャニスターと呼ばれるステンレス製の容器のものに流下させて、高レベル廃棄物を作成するわけでございます。このガラス固化体を作成する技術というのは日本原燃がフランスのアレバの技術陣と協力して、今日、これまで課題の解決を図られたものでございます。そうした意味で、日本原燃自体がそういう技術を今、保有をしている状況でございまして、今後の再処理の工程の中でこれが生かされるというふうに考えております。以上です。

○松浦会長 ほかにはございますか。

はい、どうぞ。

○木村委員 だから、前提はわかったんですけど……。

○松浦会長 ちょっと別の方に。

○木村委員 済みません、同じ、できなかつたらどうするんですか。

○中国電力 先ほど来申し上げておりますように、できないということは今考えておりませんで、これをできるということを前提に申し上げております。以上でございます。

○松浦会長 じゃあ、どうぞ。

○橋委員 少しお尋ねしておきたいのは、例えばL1のところでは約60トンという話が出てますね。これは70メートル地下でということなんだけれども、例えばそれじゃあ、6

0トンという、この1号機の廃炉に伴って出てくる量というのは、70メートル地下はいんだけれども、じゃあ例えばその必要な面積っていうのはどのぐらいのものなんですかね。それは例えばドラム缶1つで換算するとどのぐらいの量になるのか、それが一つと。

それから、2つ目で、L2、L3、これも放射能レベルの低いものだとはいいながら、放射能の含んだものですよ。これは一体どういう形でどういう場所で、本当に安全に隔離されるのか、ここら辺は、それこそこれだけの量がどういう場所で確保できるのか、その辺はどういうふうに考えておられます。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 L1の重量を体積に換算するというのは、実はこれから処分方法によって異なります。かさを非常に密にすれば当然容量は減りますけれども、そのあたりはまだ実ははっきり決まっておきませんので、なかなかちょっと御提示しづらいとがあります。単純に比重を掛けますと10立米程度ですから、そんなにないかなどと思ってますけれども、恐らくそれではおさまらないと思います。容器に入れるのか、そのあたり今後の制度設計の中で決まっていります。L2、L3につきましては、先ほど私、例示を御説明しました、レベル的にはほとんど地層の浅いところに埋めれば問題のないレベルがL2でございますから、L3はそこから類推も可能かと思っております。

○松浦会長 ほかにございますか。

○阪本委員 済みません、ちょっと市長さん、時間があるようでして、ちょっと質問、1点、簡単にさせていただいてよろしいですか。

○松浦会長 はい。

○阪本委員 せっかくの機会ですので、安全性に関する中国電力の姿勢について、きょうは常務お出かけですので、ちょっと聞いておきたいことがありますので、この委員会にもかかわることなんですけれども、先日規制委員会で耐震性について審議が行われまして、その場で中国電力は原発の機器類の耐震性のレベルを下げるということが報道で、二、三のマスコミで報道がありまして、私もユーチューブで規制委員会の議論をちょっと聞きましたけれども、あの中国電力の安全性に対する本当ひどい、どういうんですかね、安全軽視の姿勢に対して規制委員会の委員の皆さんも憤りで発言をされておりましたけれども、そういう姿勢が今回の核燃料サイクルの問題についてもつながってると思うんで、せっかくの機会ですから、この場であのことについて、ちょっと釈明があったらしいといていただきたいと思うんですけど。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 古林でございます。今の委員の御質問は、先週の国における審査会合でのやりとりの御指摘かというふうに存じます。御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、少し詳しくお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、現在当社の審査会合、御案内のとおり、昨年8月に東京電力の柏崎6、7号の集中審査ということで、約8カ月間停滞をしております、そうした中で、この4月以降、各電力会社の審査が再開されるということで、今後の審査に当たって、まず重要な課題を洗い出して説明をするようにということで、当社から、いわゆる耐震重要度分類というお話をさせていただきまして、これは平成25年の12月に申請をしたときに記載をさせていただいておりましたけれども、いわゆる主蒸気隔離弁というものがございまして、原子炉からタービンに流れる蒸気をとめる弁でございます。これを新しい規制基準にはないんですけれども、大きな地震があったときにこの主蒸気のとめ弁を隔離、いわゆるふたをして、とめて、タービンのほうに原子炉の蒸気が流れないようにいたします。そういうことでタービン系の配管の耐震の重要度を国の審査の基準に見直しをしておりますということで、今回説明をさせていただいたものでございます。当社はプラントの安全性を総合的に向上させるためのさまざまな対策を今までとってきておまして、この主蒸気隔離弁というものの閉止というのもこのインターロックを組んで追加をして、公衆の被ばくを低減しようというもので、そういう狙いでつけようとしております。したがって、地震のときにこの主蒸気隔離も閉止するという機能を追加するというので、地震によって放射性物質を内蔵する設備が破損したとしても、その影響を低減できるという趣旨で今回説明をさせていただいたものでございます。そうした意味で、この耐震重要度分類の国の規定に適合させてプラントの安全性をさらに高めよという狙いで御説明をさせていただいたところでございます。これにつきましても、まだ審査が継続して実施をされておるところでございまして、今後の審査の中で引き続き説明を申し上げたいというふうに考えております。以上でございます。

○（安達委員） よろしいでしょうか。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○（安達委員） 実は私も同じ質問をさせていただくつもりで手を挙げてたんですけど、今のお話ありましたけど、その中で、これ私、手元に毎日新聞さんの記事を持っとるんですけど、いろいろ書いてございます。プラント全体の安全性が向上するかどうかということが一つポイントだと。下がらないかと、いや、まあ、向上するかどうか。その中で安全

設計、あるいは設置の前提を崩すような話ではないかということをおっしゃっています。ちょっと私が非常に気になるのは、ポリシーの問題なんですけど、発生防止の観点のことをいいかげんにしても、起こったときにその影響を小さくする、影響緩和という言い方されてますが、これを強くしてるからいいじゃないかという言い方を担当の方されております。規制委員会のほうは両方が大事だということがわからんのかということをおっしゃられてて、これすごく基本的なところのことだというふうに思ってるんですね。一つ一つの機器が云々というのももちろん具体論としてはあるんですけど、こういう基本的な考え方、そういうような考え方をするなら、ここに書かれてるとおりなんですけど、原子炉の運転をやめてくださいということまでおっしゃられてるんですね。そういうポリシーに関係するようなことを崩して、崩すようなことをさっさとこういうところに出されると、こういうようなことがこの協議会の対象になるのか、その安全協定の審議対象になるのか、ちょっと私は定かではないんですけど、すごく大きな考え方とかポリシーを何かさらっと変えてもいいじゃないかというところが、先ほど阪本委員も言われたんですけど、何か姿勢がすごく気になっていて、以前点検漏れの話だとか、流量計のデータの改ざんの話とかあったんですけど、すごくそれにつながってしまって、すごく気になってます。当然、多分審査のこういう大きな話ですから、社長以下幹部、トップの方、了承、あるいは指示かどうかわかりません、了承された上で出されてると思うんです。とすると、そのトップの人の考え方とかポリシーもすごく気になって仕方がないんです。ちょっとそういう観点からの見解もお聞きしたいと思います。

○松浦会長 はい、どうぞ。

○中国電力 当初から申し上げておりますように、当社はプラントの安全性最優先でこういった安全対策に取り組んでまいっております。そうした意味で、この耐震重要度分類につきましても非常に重要な案件でございます。今、まさに国の審査会合の中で御説明を継続させていただいてるところでございます。いわゆるそれぞれのプラントの設備については、耐震重要度分類というのが決まっております。高いレベルの安全性が要求される設備については、Sクラス、それからBクラス、Cクラスというふうにそれぞれ分類が分かれておりますので、そうした国の基準に基づいてしっかりした対策を今後ともとってまいりたいというふうに考えております。何よりも地域の住民の皆様の安全性確保というのが第一義でございますので、そうした観点での対策をきちんととっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○松浦会長 ほかにはございますか。

それでは、特にほかに意見、御質問ないようでございますので、それじゃあ、次の議題(2)のその他に移りたいと思います。

じゃあ、事務局で何かありますでしょうか。

○成瀬係長 いや、ありません。

○松浦会長 それでは、用意しておりました議事はこれで終わらせていただきたいと思えます。

本日御出席をいただきました委員の皆様方でございますけれども、実は任期が明日までということになっているところでございます。2年間という大変長い間、皆様方には大変お世話になりまして、まことにありがとうございます。また、本日も大変皆様方から活発な御発言をいただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

今回中国電力のほうから島根原子力発電所1号機の廃止措置計画、それから2号機の特定重大事故等対処施設等について、説明を受けたところでございます。

初めにも申し上げましたけれども、本日皆様方からいただきました御意見も踏まえまして、この申請を行うことへの了承について、判断をさせていただきたいというふうに考えております。

これからも市民の安全・安心の確保に一層努めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも皆様方の御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○成瀬係長 以上をもちまして平成28年度第1回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を終了いたします。

冒頭委員の皆様をお願いをさせていただきましたアンケートにつきましては、お手数でございますが、出口のほうで職員にお渡しいただきますようお願いいたします。

本日は早朝から長時間にわたり大変ありがとうございました。